

第7章 協働による良好な景観の形成に資する活動の促進

1. 基本的な考え方

本計画で掲げる「ふるさと景観の創造」を実現するためには、市民、事業者、地区コミュニティ協議会及び市が個々の事業として活動するのではなく、それぞれが対等な立場で主役となり、果たすべき役割や責任を自覚し、長所を活かしながら連携・協力し、総合的、体系的に景観形成を進めていく必要があります。

そこで、景観と私たちの生活が密着し、安らぎや満足感を得ることができるよう、お互いが景観に対して「保ちたい」「守りたい」「伝えたい」「つくりたい」といった共通の認識を持ちながら連携し、一体となって良好な景観形成を図っていく必要があります。

図表 2-1 市民協働の基本的な考え方

認 識	基本的な考え方
①周辺の景観環境を保つ ＜保ちたい＞	● 建築物や工作物などの大規模なものだけに、良好な景観の形成のための制限をかけるだけでは、景観は良くなりません。例えば、公園や道端、山中へゴミの不法投棄をしない、させないだけで、まちの景観を美しく保つことができます。 ● 周辺の空き地や沿道などで、定期的な除草作業を行うなど、周辺の環境を良好にすることをみんなで心がける必要があります。
②市民誰もが誇りに思う、景観資源を守る ＜守りたい＞	● 各地区において、緑豊かな自然を背景とした田の神様や馬頭観音などの民俗信仰、あるいは伝説が言い伝えられている場所などが数多く存在しています。このような自然や文化的な景観を大切に保全していくことが地区らしさを守ることにつながります。
③各地区の住民が誇る、残したい、守りたい景観づくりを心がける ＜伝えたい＞	● 本市には他にはないすばらしい景観が数多く残されています。市街地の中心を流れる川内川やラムサール条約登録地の藺牟田池、自然環境豊かな甕島など、本市を代表する景観資源を最優先で保全し、後世に伝える必要があります。 ● 地元地区の住民が、日常の生活の場からの景観を見直すことで、身近にあるものに改めて気づき、その何気ない景観が、誇りに思える、守りたい景観として、地元地区の財産へと変わります。
④市民、事業者等及び市が常に景観形成を意識する ＜つくりたい＞	● 良好な景観形成は、各地区においての目指すべき形と、地区住民一人ひとりの考え方が一致しなければ、困難な場合もあります。地元地区の誇りとなる景観の形成のために、地区コミュニティ協議会と市が協働して、啓発活動等を行う必要があります。 ● 私たちが目指すべき将来の景観像を常に意識し、積極的に協働して景観の形成に取り組みます。 ● 一人ひとりが良好な景観の中で生活することにより、安らぎや満足感を得て、ふるさとを愛する気持ちを持つと同時に、美しい景観に誇りを持つことができるようになります。

2. 景観形成の推進体制

(1) 地区コミュニティ協議会

地区コミュニティ協議会は、身近な景観資源を「景観提案地区」として景観計画に位置付けるよう、市に提案することができます。

なお、この地区コミュニティ協議会の提案による、景観提案地区、景観啓発地区、景観地区・準景観地区への移行、及び景観重要資産、景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する諸手続きを本市では第5章に定義している「景観提案制度」とします。

(2) 景観整備機構（法第92条第1項²⁸）

市は、民法第34条の法人又はNPOのうち、次に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、「景観整備機構」として指定することができます。

【事業内容】

- ① 景観の形成に関する情報提供、相談その他の援助
- ② 良好な景観の形成に係る調査・研究
- ③ 良好な景観の形成のための協定に関する助言・指導
- ④ その他、良好な景観の形成を促進するために必要な業務

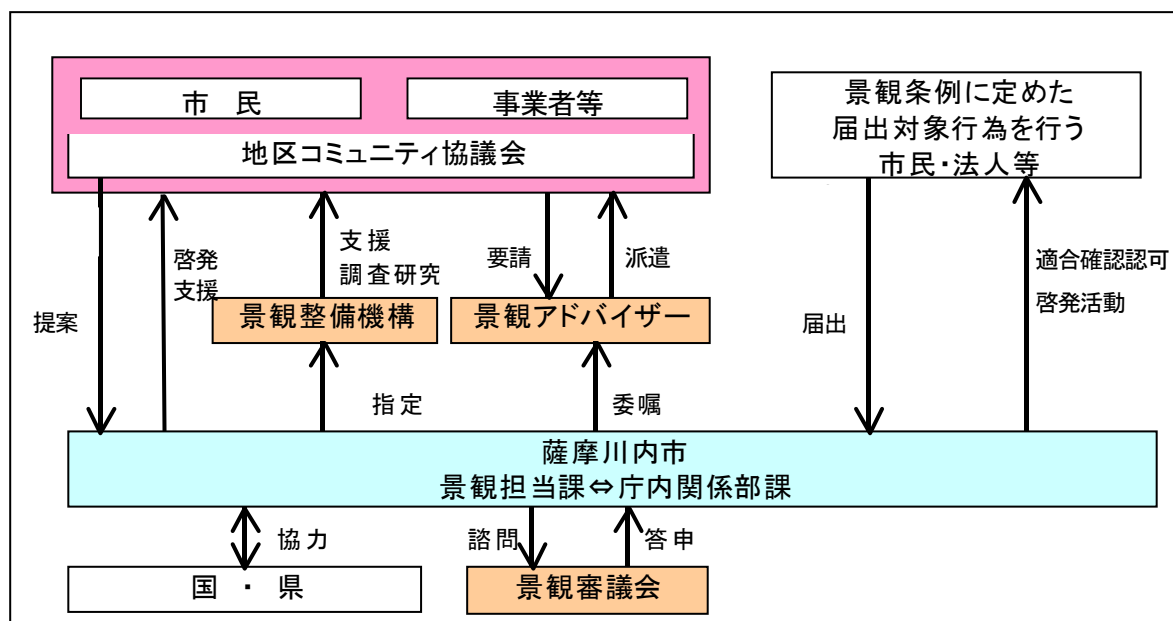
(3) 推進体制

景観形成に関する市の窓口業務は、建築確認申請及び、屋外広告物の設置手続等と大きな関わりがあるため、市は、国・県・市間及び市関係部局間における情報の共有、その窓口機能の連携強化に努めます。

また、国や県が行う景観形成に対する各種取組との連携を図ります。

なお、地区コミュニティ協議会等の要請に応じて、積極的な啓発活動のサポートを行います。

図表2.2 景観形成の推進体制相関図



²⁸ 法第92条第1項:景観行政団体の長は、民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。

(4) 景観審議会

本計画の内容について適切な運用を図るため、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、薩摩川内市景観審議会を設置します。

【審議内容】

- ① 景観計画の策定及び変更に関すること。
- ② 法第16条第3項²⁹の規定による勧告に関すること。
- ③ 景観提案制度に関する地区指定、資産指定に関すること。
- ④ その他本市における良好な景観の形成に関すること。

(5) 景観アドバイザー派遣制度

地域・地区における魅力的な景観づくりに関し、地区コミュニティ協議会等が勉強会などを行う場合に、市は、景観に関する専門的な知識を有している「景観アドバイザー」を派遣することができます。

この景観アドバイザーは、都市計画、建築、デザイン、色彩、緑化に関して専門的な知識を有している学識経験者に市長が委嘱するもので、派遣に要する費用を市が負担します。

3. 景観形成事業

市は、本計画に基づき「景観形成事業」を実施します。主な取組事業として、各種啓発活動を始め、届出対象行為に対する指導、監督を行います。

【主な取組み】

- ① 地区コミュニティ協議会等が行う景観形成活動への支援
- ② 景観地区等に対する啓発活動
- ③ 景観啓発地区、景観地区等に移行するための協議
- ④ 景観アドバイザー派遣事業
- ⑤ 景観形成に関するシンポジウム、研修会の開催
- ⑥ 薩摩川内を代表する景観の選定事業（例：薩摩川内景観100選等）
- ⑦ 景観表彰事業
- ⑧ 学校及び地域における景観教育の推進
- ⑨ 届出対象行為に対する指導、監督
- ⑩ 景観審議会の開催・運営
- ⑪ その他景観に関する相談窓口

²⁹ 法第16条第3項：景観行政団体の長は、届出対象行為に則る届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。